

指定管理者制度導入にあたっての基本的な考え方

第2野火止児童クラブを民営化（指定管理者制度導入）するにあたり、より安全で安心した保育を行うことができるようにするための検討を行うため、野火止児童クラブ父母会役員、東村山学童保育連絡協議会役員の方々と平成28年5月より12月まで全8回の検討会を行い、以下の通りご意見をいただいた。

これらのご意見は基本的な考え方として、今後、事業者を選定する際に作成する募集要項等に反映するものとする。

1. 募集要項に反映する項目

1) 指定管理について

- ① 平成30年4月1日より第2野火止児童クラブについて指定管理者制度の導入を行う。
- ② 指定期間は5年間とする。

2) 指定管理先

- ① 市は健全な事業者を選定するため、事業者選定の際に財務諸表などの必要な書類の提出を求める。
- ② 市内又は他市において、児童クラブ、保育園、幼稚園等の運営実績のある事業者を選定する。

2. 仕様書に反映する項目

1) 「東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドライン」の遵守

事業者は、「東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドライン」に沿った運営をする。なお、ガイドラインは最低基準であり、自主事業の実施など指定管理者の努力をもって、一層の改善を図るように努める。

2) 職員の任用等

- ① 事業者は、野火止児童クラブに勤務している職員のうち、希望する者については、指定管理先において任用するように努める。
- ② 事業者は、従事する職員（3～4名のうち）について常勤職員を2名配置する。常勤職員の勤務時間は週35時間以上とし、配置される常勤職員のうち、1名は指定管理先において3年以上の勤続経験を必要とする。なお、第2野火止児童クラブの責任者になるものについては、3年以上の勤続経験を有するほか、児童クラブや保育園等において管理・監督職などの経験を有していることが望ましい。また、緊急対応等を鑑み、常勤職員のうち1名は市内・近隣市に居住していることが望ましい。
- ③ 事業者は、勤務する常勤職員については、放課後児童支援員認定資格を有する者を1名以上配置し、未取得であれば取得させる。

- 3) 第1野火止児童クラブとの連携
事業者は、公設民営の保育を実施するにあたり、第1野火止児童クラブの職員と情報交換を行うとともに、月に1回以上連絡会を行う。
- 4) 事故の際の対応
第1（公営）、第2（民営）児童クラブが併設しているが、けがなどの事故があった際には、当該児童の所属している児童クラブの職員が対応する。通常事故等があった場合は、保険による補償を行っており、第2の事業者は同様の扱いができるようにする。
- 5) 市が行う会議等への参加
第2野火止児童クラブに勤務する職員は、市が行う児童クラブ職員向けの会議、研修等へ参加する。
- 6) 小学校臨時休校時の対応
台風などで学校が臨時休校となった場合は、公営と同様の対応とする。
- 7) 情報公開
 - ① 事業者は、指定管理業務に関して作成または取得した情報について、市に対して公開請求がなされた場合は、東村山市情報公開条例に基づき対応する。
 - ② 事業者は、指定管理業務に関する情報公開規程等を作成する。
- 8) 文書の保存・引き継ぎ
 - ① 事業者は、児童クラブ運営にあたり作成または取得した文書については、保存期間等を定め管理する。
 - ② 事業者は、指定期間が満了し、又は指定が取り消された場合は、作成または取得した文書のうち、市が指定するものについて、市または次の事業者を引き継ぐこととする。
- 9) 防災・防犯体制
事業者は、災害発生や事件発生を想定し、定期的な施設の安全確認や避難訓練等を実施する（第1・第2野火止児童クラブが連携した訓練を含む）。
- 10) 自主事業の実施
 - ① 時間延長の対応など、自主事業の実施を求める。
 - ② 事業者が自主事業を実施する際には、事前に市と協議する。なお、協議内容については、保護者に伝えることとする。
- 11) 事業者に対する市の監督責任
市は事業者に対し必要と考える報告を求めるとともに、必要な指示をする。
- 12) 指定の取り消し
市は地方自治法第244条の2第11項にあるとおり、事業者に対し指定の取り消しや業務の停止を行うことができる。
- 13) 指定期間開始前の事業者への引き継ぎ
 - ① 市と事業者の引き継ぎ期間は平成30年2月、3月の2ヶ月間とする。

- ② 引き継ぎ保育の際は、平成30年4月以降に配置される職員の参加とする。
- ③ 第1野火止児童クラブに在籍している児童のうち、第2野火止児童クラブへ転籍する児童のことも考慮し、事業者は引き継ぎ保育の際は第2の保育のみではなく、第1の保育にも参加する。

1.4) 指定期間終了後の引き継ぎ

新たな事業者が円滑に事業を行えるよう、事業者は引き継ぎを行う。引き継ぎ結果については、市に報告書を提出する。

1.5) 運営会議

- ① 委託内容の確実な履行を担保するため、保護者・事業者・市の三者による運営会議を設置する。
- ② 公営から民営になることにより、その影響を最小限にするため、指定管理開始直後は1～2ヶ月に1回行うものとする。運営が安定してきた際は、事業者や市、保護者からの求めがある場合に開催する。

1.6) モニタリング

「指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアル」に基づき、学識経験者3名（外部委員）からなる「指定管理者管理運営評価協議会」などによりモニタリングを行う。また、これに伴い、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケート結果については公表とする。

3. その他

1) 児童クラブ費

公営と同額とする。ただし、事業者の自主事業実施により別途費用が発生する場合は、その分増額となる。

2) 事業者の選定方法

- ① 事業者の選定は、入札額のみで選定するのではなく、プロポーザル方式により、企画・提案内容を踏まえ選定する。
- ② 事業者選定委員会は、学保連、野火止保護者、市、財務に関する見識を有するものを委員とする。

3) 児童クラブの選択

平成30年4月の第2野火止児童クラブの民営化時には、継続申請の際に第1野火止児童クラブ（公営）か、第2野火止児童クラブ（民営）かの希望調査を保護者に取り、出来る限り希望を反映するものとする。